

## 学校法人松本歯科大学認定再生医療等委員会の専門部会に関する内規

### (目的)

第1条 この内規は、学校法人松本歯科大学認定再生医療等委員会内規第12条第1項の規定に基づき設置する専門部会（以下「部会」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (設置)

第2条 学校法人松本歯科大学認定再生医療等委員会（以下「委員会」という。）の委員長は、委員会が行う審査等業務に関して専門的な知識を必要とする場合に部会を設置する。

### (部会の組織)

第3条 部会は、審査等業務に関して専門的な知識を有する者3乃至5名をもって組織する。  
2 前項の部会員は委員会の委員長が指名する。  
3 部会に部会長を置き、委員会の委員長が指名する。  
4 部会長は、必要に応じて部会を召集し、議長となる。

### (部会の役割)

第4条 部会は、委員会の依頼を受けて、委員会の審査等業務に関して専門的な立場から意見を述べる。  
2 前項に定める部会の意見は委員会あてに書面をもって提出する。  
3 部会の意見は、原則として、部会員の全員一致をもって行うよう努めなければならない。ただし、部会において議論を尽くしても、部会員全員の意見が一致しないときは、部会員の4分の3以上の同意を得た意見を当該部会の意見とすることができる。

### (守秘義務)

第5条 部会員若しくは部会の業務に従事する者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、部会の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。  
2 部会員が、法令等による証人や鑑定人等となり、部会において知り得た個人に関する情報に係る発言を行う場合には、委員会の委員長の許可を要する。

### (改廃)

第6条 この内規の改廃は、委員会の議を経て、理事会の議決による。

## 附 則

この内規は、2015年11月1日から施行する。